

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定取消について

下記の事業者について、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の取消処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 1 対象事業者
 - (1) 法人名 合同会社アピス（所在地：福島県二本松市）
 - (2) 代表社員 佐藤憲吉、安齋亘

- 2 事業所名称、所在地及び処分対象となるサービス
 - (1) 名称 放課後等デイサービス みつばち
 - (2) 所在地 福島県二本松市平石高田二丁目6-4番地1
 - (3) サービスの種類 放課後等デイサービス

- 3 処分年月日 令和6年11月21日

- 4 指定取消年月日 令和6年12月20日

- 5 処分を行った理由
 - (1) 児童福祉法第21条の5の24第1項第4号（人員基準違反）
 - ア 常勤の児童指導員を配置していなかった。
 - イ サービスの提供を行う時間帯を通じて2人以上の児童指導員又は保育士を配置していなかった。
 - ウ 常勤の児童発達支援管理責任者を配置していなかった。

 - (2) 児童福祉法第21条の5の24第1項第5号（運営基準違反）
 - ア 個別支援計画を作成していなかった。
 - イ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていなかった。
 - ウ 業務継続計画の策定等について、必要な措置を講じていなかった。
 - エ 非常災害対策について、必要な措置を講じていなかった。
 - オ 安全計画を策定していなかった。
 - カ 衛生管理等について、必要な措置を講じていなかった。
 - キ 身体拘束等の禁止について、必要な措置を講じていなかった。

 - (3) 児童福祉法第21条の5の24第1項第6号（不正請求）
 - ア サービス提供職員の配置要件を満たしていないにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用しなかった。
 - イ 児童発達支援管理責任者の配置要件を満たしていないにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用しなかった。
 - ウ 個別支援計画を作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算

- を適用しなかった。
- エ 児童発達支援管理責任者及び児童指導員の配置要件を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算を適用した。
 - オ 児童指導員の配置要件を満たしていないにもかかわらず、福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）を適用した。
 - カ 児童発達支援管理責任者及び児童指導員の配置要件を満たしていないにもかかわらず、専門的支援加算及び専門的支援体制加算を適用した。
 - キ 個別支援計画及び専門的支援実施計画を作成していないにもかかわらず、専門的支援実施加算を適用した。
 - ク 個別支援計画を作成していないにもかかわらず、家族支援加算を適用した。
 - ケ 算定要件となる記録を整備していないにもかかわらず、欠席時対応加算を適用した。
 - コ 個別支援計画を作成していないにもかかわらず、延長支援加算を適用した。

以上により、令和4年8月から令和6年8月まで、約1,640万円（うち障害児通所給付費 約1,610万円）を不正に請求し、受領した。

※ 不正に受領した障害児通所給付費については、サービスの支給決定を行った市町村が、児童福祉法第57条の2第2項に基づき、受領した金額に40%を加算して返還を求めることとなります。

- (4) 児童福祉法第21条の5の24第1項第7号（監査における虚偽報告）
監査において、実際に勤務していない職員の雇用契約書及びタイムカードを偽造し、提示した。
- (5) 児童福祉法第21条の5の24第1項第9号（不正の手段による指定）
開所日から指定申請書類の届出どおりに人員を配置できない状況であったにもかかわらず、県へ報告を行わず、基準を満たしていない実態を隠して不正に指定を受けた。

6 経緯

県において、対象事業者の不正に関する情報を把握し、令和6年8月に事業者に対する監査を行い、不正行為が行われていたことを確認したものです。

7 その他

事業所を利用している児童については、他の事業所等で適切にサービスを受けることができるよう、関係自治体と連携し適切に対応してまいります。